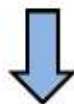


京都市消費者教育推進計画（仮称）の位置付け

はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）

平成23年度～32年度



（分野別計画）

京都市消費生活基本計画（第2次計画）

平成23年度～32年度

基本方針	施策目標
1 消費生活の安心・安全	1 安全な消費生活環境の確保
	2 商品等を適切に選択できる環境の整備
2 消費者被害の救済及び防止	3 消費者被害の救済
	4 消費者被害の防止
3 消費者の自立支援	5 消費者力の向上
4 京都から始める未来へつなぐ消費生活	6 新たな消費生活モデルの形成 ～京都固有の生活文化の継承と発展～

消費者教育推進法

（平成24年12月施行）

第10条第2項

市町村は、基本方針を踏まえ、市に市町村の区域における「市町村消費者教育推進計画」を定めるよう努めなければならない。

基本方針

（平成25年6月閣議決定）

・平成25年度～29年度までの5年間対象
・消費者教育の意義及び基本的な方向、推進の内容、関連する他の消費者政策との連携に関する事項を定める。

京都市消費者教育推進計画（仮称）

- 位置付け
 - ・京都市消費生活基本計画（第2次計画）の、基本方針3及び4の取組を具体的に推進するための行動計画
 - ・消費者教育を実践的に進める軸となる計画
- 計画期間
 - ・平成27年度から29年度までの3年間とする。

京都市消費者教育推進計画の概要

第1章 推進計画の基本的な考え方(はじめに)

1 策定の趣旨

- ・消費者を取り巻く環境の急激な変化に伴い、持続可能な消費生活社会の実現に向けた取組の必要性が高まった。
- ・消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)が施行(H24.12)され、消費者教育推進計画の策定が努力義務とされた。



消費者教育を推進するための具体的な計画

2 基本的な視点

- ・実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上を目指す。
- ・全ての年齢階層で、様々な場において消費者教育を推進する。
- ・既に実施している様々な活動を消費者教育の視点で把握し、体系化を進める。
- ・問題点や課題を把握し、状況に応じて必要な取組を行う。
- ・地域の実情に応じ、様々な担い手と連携した取組を推進する。

3 位置付け及び計画期間

(1) 計画の位置付け

- ・京都市消費生活基本計画(第2次計画)の基本方針3及び4の取組を具体的に推進するための行動計画(下位計画)として、消費者教育を実践的に進める軸となる計画

(2) 計画期間

- ・平成27年度～平成29年度(3年間)

第2章 消費者教育を取り巻く現状と課題

1 策定の背景

- ・社会経済情勢の変化による消費者トラブルの多様化
- ・消費者の安心・安全を脅かす消費者問題やより巧妙で新しい手口の悪質商法の発生
- ・消費生活が環境に及ぼす影響を自覚し、持続可能な社会の形成に向けた消費行動の必要性
- ・東日本大震災の経験により、他者への配慮や社会的影響を考慮した合理的な消費行動の必要性
- ・消費者教育推進法の施行(H24.12)及び京都府消費者教育推進計画の策定(H26.3)
- ・京都市消費生活基本計画に基づく「自立した消費者」の育成、先進的な消費都市モデル発信のための各種施策の推進

2 本市の消費生活相談の現状と課題

(1) 相談件数から見る消費者意識の高まり

- ・相談件数は増加基調で推移
- ・背景として、消費者相談の掘り起しなど消費者意識の高まり

(2) 年齢別相談件数

- ・高齢者からの相談割合の増加

(3) 商品・役務別相談件数

- ・インターネットによるトラブルをはじめとした幅広い分類での相談件数の増加
- ・年齢階層による分類ごとの相談件数の相違

(4) 課題

- ・消費者意識が高まる中で、積極的に啓発教育を進めることによる消費者被害の未然防止・拡大防止の取組強化
- ・インターネットによる消費者被害未然防止のための知識や情報についての啓発教育の強化
- ・幅広い消費生活情報の提供及び情報を市民全体に広げていくための仕掛けづくり

第3章 本市が消費者教育を実践する方向性

- 1 市民が消費生活に関する知識や技能を学び取り、生活にいかすことで、安心・安全で豊かな消費生活を実現する。
- 2 ※消費者市民社会の実現を目指して、年齢階層に応じて、適した方法や場(家庭、学校、地域、職域その他)で消費者教育を推進する。

(1)幼児期【保護者を含む】

- ・幼児に影響を与える保護者や先生など、身近な大人が手本を示す。
- ・保護者等と共に楽しみながら学ぶことができる方法により教育を行う。
- ・子どもの不慮の事故を防止するため、身近に潜む危険について情報を発信する。

(2)小学生期【保護者を含む】

- ・消費者としての素地を育む。
- ・学校における関係部局との連携による京都ならではの取組を進める。
- ・保護者に対し、早期にインターネットトラブルなどの情報提供や働き掛けを行う。

(3)中学生期・高校生期【保護者を含む】

- ・家庭や学校、地域など様々な場での学びの機会を広げる。
- ・消費者の権利と責任を理解し、トラブル解決のための知識を習得するとともに、環境問題に関して自ら行動する。
- ・インターネットなどの使い方について正しい知識を習得する。
- ・消費者トラブルの被害者・加害者にならないための知識を習得する。
- ・消費者トラブルを回避したり適切に対処できる知識や、自らの安全を確保するための知識を習得する。

(4)成人期(大学生・専門学校生～30歳ごろまで)

- ・消費者としてのライフスタイルや価値観を確立する。
- ・消費者トラブルの被害者・加害者にならないための知識を習得する。
- ・大学生の消費者トラブル未然防止のため、大学と連携して取り組む。

(5)成人期(30歳代～65歳ごろまで)

- ・保護者として自ら学び、学んだことを子どもに伝えとともに、子どもからも学ぶ。
- ・それぞれのライフスタイルにあわせた情報提供を行う。
- ・本人や家族が消費者トラブルに巻き込まれても対処できるような知識を習得する。

(6)成人期(高齢期)【見守りを行う者を含む】

- ・地域のネットワーク等を活用した見守りにより支え合いながら、情報を伝えていく。
- ・情報入手の機会を増やすとともに、関心を持ってもらうための情報提供、啓発を行う。

(7)障害者

- ・障害特性に留意し、障害のある方や家族等へ消費者トラブルの未然防止・拡大防止のための情報提供、啓発を行う。

※消費者市民社会とは

一人ひとりの消費者が、自分だけではなく周りの人や将来生まれる人、社会・経済・環境に影響すること
にまで思いをはせて消費し、よりよい社会になるよう積極的に参加する社会のこと

第4章 本市が目指す消費者教育

1 幼少期からはじめるライフステージに応じた体系的な消費者教育 ～未来につなぐ消費生活を実践する京都づくり～

安心・安全な消費生活環境の確保や消費者被害の防止などとともに、食生活の安心・安全や食育、地産地消、環境保全、伝統産業の振興、食文化・生活文化の伝承、教育など消費者教育に関する取組を、幼少期から様々な場において自覚的にはじめられるよう体系的に推進し、未来につなぐ消費生活を実践する京都づくりを進める。

(1)幼児期

- ・「育てる」側が必要とする情報の迅速な提供
- ・教材やイベント等の保護者等と共に楽しく学ぶための取組の実施
- ・製品安全に関する情報等子どもの事故防止に向けた最新情報の発信

(2)小学生期

- ・学校、行政、消費者団体等が行ってきた取組の連携の強化
- ・保護者と共に楽しく学ぶための場の提供
- ・教育委員会との連携による学校現場での学びに役立つツールの作成
- ・生き方探究教育、食育、環境教育などの消費者としての素地を育む教育の実施
- ・消費生活情報誌や出前講座などによる最新の消費生活情報やトラブル事例等の提供

(3)中学生期・高校生期

- ・学校現場での消費者教育の取組の充実
- ・消費者教育で活用できる教材の作成
- ・食の安心・安全、環境への配慮、生活文化や食文化に関する知識の普及
- ・学校、地域など様々な場での学びの機会の提供
- ・出前講座などによる最新の消費生活情報やトラブル事例等の提供

(4)成人期(大学生・専門学校生～30歳ごろまで)

- ・契約者としての責任を自覚するよう新入生向けガイダンス等を利用した注意喚起や悪質商法事例等の情報提供
- ・大学における消費者講座の充実
- ・消費者トラブルの未然防止のため、若者に届きやすい方法による消費者トラブル等の情報発信
- ・消費生活、食育、環境などの情報提供

(5)成人期(30歳代～65歳ごろまで)

- ・保護者や見守る立場として必要な情報の提供
- ・ライフスタイルに配慮した様々な手段による情報の提供

(6)成人期(おおむね65歳ごろ以上の高齢者)

- ・高齢者本人や地域団体等見守りの担い手への出前講座の活用
- ・楽しみながら学び、周囲にも伝えてもらえるような様々な手法での情報の提供

(7)障害者

- ・障害の特性に配慮した出前講座の実施

2 学びながら行動するライフスタイルに応じた実践的な消費者教育

～様々な場で、様々な方に自覚的に消費者教育に取り組んでいただくために～

市民全体へと広がる取組となるよう、学校、消費者団体、事業者、事業者団体、行政など多様な主体が連携を図り、それぞれのライフスタイルに応じた実践的・効果的な消費者教育を推進する。

また、様々な場で、既に消費者教育の担い手としての活動をされている方が、より一層自覚的に取り組んでいただけるような働き掛けをする。

(1)保護者

- ・家庭において保護者が行う消費者教育に役立つ情報や学習機会の提供
- ・親子を対象とした商品等の安全に関する講座や情報提供の推進
- ・PTA活動における消費者教育関係講座などの学習機会の提供

(2)教員

- ・消費者問題に関する幅広い情報の提供
- ・消費者教育に関する視聴覚教材の紹介・活用
- ・教育委員会と連携した消費者教育のための教員研修の働き掛け

(3)見守る方々

- ・消費者教育推進のための場として消費生活総合センターの周知
- ・関係部局との連携による様々な消費者教育講座の実施及び消費者教育の担い手の育成
- ・見守り者を対象とした出前講座の周知
- ・高齢者や幼児など見守り対象者が興味を示しやすい手法での出前講座の実施

(4)消費者団体等

- ・活動場所としての消費生活総合センターの提供
- ・定期的な情報提供・コミュニケーションの実施

(5)事業者・事業者団体

- ・消費者教育に関するイベント等における各事業者団体との連携の強化
- ・消費者トラブル未然防止のための消費者保護の視点から、法律専門家による法令遵守や事業者の社会的責任に関する啓発講座の実施

(6)行政

- ・関係者間の連携・協働のためのコーディネート
- ・消費生活総合センターにおける講座等の実施など、消費者教育の活動拠点として中核的な役割

第5章 本市の推進体制等について

【京都市消費生活審議会】(京都市消費生活条例)



【消費者教育推進地域協議会】(消費者教育推進法第20条)

消費者教育推進計画の進捗状況等の報告、点検・評価

消費生活行政推進会議(消費生活行政に関わる局、区等で構成)

消費者教育推進のための連携体制



消費者教育推進専門委員会



		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人		
						特に若者	成人一般(保護者)	特に高齢者
全領域に共通する事項		区民まつり等への消費啓発ブースの設置(京・くらしのサポーターとの協働), コンシューマーフェスティバル等消費生活イベントの開催(消費者団体, 事業者団体との連携)						
		学習指導要領に基づく消費者教育			大学における消費生活講座			
		消費生活総合センターにおける広報・講座等						
		消費生活に関する図書・視聴覚教材の貸出し						
消費者市民社会の構築	消費が持つ影響力の理解	庁内各部局における消費者教育の取組(ごみ減量・環境保全, 食育)						
		エコライフチャレンジ				食育指導員の養成		
	持続可能な消費の実践	各種料理教室						
		DO YOU KYOTO?						
消費者の参画・協働	消費生活総合センターにおける各種講座による消費者教育, 啓発冊子・啓発物品による消費者教育	伝統産業の振興, 食文化・生活文化の伝承						
		日本料理に学ぶ食育					すまいスクール等の開催	
		消費者教育冊子の活用						
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	幼児向け消費者教育 大型絵本の活用			庁内各部局における各種媒体を用いた情報提供・注意喚起			情報メール便の配信
		子どもの事故防止マニュアル等の配布						
	トラブル対応能力	ラジオ等の媒体による注意喚起						
		悪質商法被害防止及び消費生活総合センター周知のための啓発グッズの作成・配布						
生活の管理と契約	選択し, 契約することへの理解と考える態度	消費生活に関する講座・消費生活専門相談員による出前講座(京・くらしのサポーター, 消費者団体等との協働)						
		動く消費者講座				落語で学ぶ消費者講座		
	生活を設計・管理する能力	消費者教育冊子の活用			消費者カパワーアップセミナー・動く消費者講座			
		幼児向け消費者教育 大型絵本の活用	消費者標語の作品募集			高齢者向け消費生活イベントの充実		
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	消費生活総合センター消費者教育の拠点化の推進(消費生活講座, 消費者教育のための図書・視聴覚教材の充実)						
		消費者教育冊子の活用			消費生活情報誌による情報提供・注意喚起			
	情報社会のルールや情報モラルの理解	消費者標語の作品募集						
		幼児向け消費者教育 大型絵本の活用	携帯電話の安心・安全な利用に関する講座等				携帯電話の安心・安全な利用に関する講座等	
消費生活情報に対する批判的思考力								

取組内容の説明

こどもエコライフチャレンジ推進事業

全市立小学校の児童が「子ども版環境家計簿」を使って、夏休み又は冬休み期間中に、各家庭で省エネ・省資源の取組を進めることにより、児童自ら家庭でのライフスタイルを見直し、エコライフを実践する。

食育指導員の養成

食に対する意識を高め、食への感謝の念や理解を深めながら健全な食生活を実践する力を育むため、料理教室等の体験活動や、食文化の継承、食を通じた健康づくり等地域に密着した食育推進活動を行うボランティア「食育指導員」を養成するための講座を開催している。

料理教室の開催

食や食材に関する知識を養い、安全・安心な食について考えるとともに、生涯にわたって健全な食生活を実現することを目的として、幼児から高齢者までの様々な市民を対象とした料理教室を開催している。

DO YOU KYOTO?

京都議定書誕生の地にちなんで、「DO YOU KYOTO?（環境にいいことしてますか?）」を合言葉に、市民・事業者・行政が協働して、毎月16日の「DO YOU KYOTO?デー」や「DO YOU KYOTO?クレジット」など様々な取組を行っている。

日本料理に学ぶ食育カリキュラム推進事業

京料理店の料理人の方等を講師に招き、子どもたちが「だし」を味わうなど、日本料理を通じて、食に対する興味・関心の向上や、五感を働かせて食することの大切さ、伝統文化の継承等めざして実施している。

すまいスクール

すまい方や暮らし方に関する知識を広め、良好な居住環境づくりを目指す「京都市安心すまいづくり推進事業」の一環として、すまいについて楽しく学ぶための「すまいスクール」を実施している。

スチューデントシティ学習

小学校5年生を対象に、銀行、商店、新聞社、区役所等からなる「街」を再現し、学校での事前学習をしたうえで、消費者役と企業に勤める会社員役、それぞれの立場での役割を担い、体験学習を通して社会の働きや経済の仕組み、社会と自分との関わりなどを学び、「望ましい勤労観・職業観」を育む。

ファイナンスパーク学習

中学生を対象に、学校での事前学習をもとに、再現された「街」で税金・保険をはじめ食費や光熱費など生活に必要な費用の試算、様々な商品やサービスの購入・契約などを体験し、社会に溢れる情報を適切に活用する力や自らの生き方につながる生活設計能力等を育成する。

落語で学ぶ消費者講座

高齢者やその家庭など見守りをする方に対し、消費生活に関する話題を分かりやすく伝えることにより、消費者問題への関心を高めてもらうことを目的として、落語を取り入れた消費者講座を実施している。

動く消費者講座

消費者自らが「見て」「聴いて」「確かめ」「体験」しながら学ぶ食の安全や環境など、消費生活に関わる問題について学ぶための施設見学バスツアーを実施している。

消費者団体との連携事業として、消費者団体が企画・運営を担当している。

消費者カパワーアップセミナー

悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、消費者が自ら「調べ」「学ぶ」ことで「気づく」とともに、身につけたことを生かし、さらに周りに伝えていく「自立した消費者」となることを目的とした消費者講座を実施している。

消費者団体との連携事業として、消費者団体が企画・運営を担当している。

計画策定までのスケジュールについて（案）

11月	12日：第3回消費者教育推進部会開催
12月	中～下旬：消費生活審議会開催
1月	上～中旬：第4回消費者教育推進部会開催 下旬：パブリックコメント募集開始
2月	下旬：パブリックコメント募集終了
3月	上旬：第5回消費者教育推進部会開催 中旬：消費生活審議会開催 消費者教育推進計画策定